

特地勤務手当等支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月6日

佐賀県人事委員会委員長 江崎匡慶

## 佐賀県人事委員会規則第2号

### 特地勤務手当等支給規則等の一部を改正する規則

(特地勤務手当等支給規則の一部改正)

**第1条** 特地勤務手当等支給規則（昭和45年佐賀県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p><b>第3条</b> 特地勤務手当の月額は、<u>特地勤務手当基礎額</u>に、<u>別表</u>の級別区分に応じ、<u>次に定める支給割合</u>を乗じて得た額（その額が現に受けける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>1級地 100分の4 2級地 100分の8 3級地 100分の12</p> <p>2 前項の<u>特地勤務手当基礎額</u>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けている給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受けける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第11条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受けける給料の月額）とする。</p> <p>(1) 職員が特地公署に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日（職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p><b>第3条</b> 特地勤務手当の月額は、<u>給料及び扶養手当の月額の合計額</u>に、<u>次の各号に掲げる特地公署の級別区分</u>に応じ、<u>当該各号に定める支給割合</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1級地 100分の4 (2) 2級地 100分の8 (3) 3級地 100分の12</p> <p>2 前項の<u>特地公署の級別区分</u>は、別表に定めるとおりとする。</p>

改正前	改正後
<p>(2) 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特地公署に該当することとなったとき その該当することとなった日</p> <p>(3) 前2号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日</p> <p>3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「に受けっていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（平成14年佐賀県条例第51号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。</p> <p>(2) 前項各号に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成15年佐賀県条例第43号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。</p> <p>(3) 前項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第68号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定によるも</p>	

改正前	改正後
<p><u>のとした場合の」とする。</u></p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成21年度減額改定対象職員(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成21年佐賀県条例第46号)附則第3項に規定する減額改定対象職員をいう。)であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成21年佐賀県条例第46号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成21年改正条例第7条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成22年度減額改定対象職員(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成22年佐賀県条例第33号)附則第3項に規定する減額改定対象職員をいう。)であつた者に限る。)前項中「受けいた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成22年佐賀県条例第33号。以下この項において「平成22年改正条例」という。)の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成22年改正条例第7条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p>	

改正前	改正後
<p>(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成23年度減額改定対象職員(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成23年佐賀県条例第31号)附則第3項に規定する減額改定対象職員をいう。)であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成23年佐賀県条例第31号。以下この項において「平成23年改正条例」という。)の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成23年改正条例第4条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p>	
<p>(7) 前項各号に定める日が平成28年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に平成28年度減額改定対象職員(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第40号)附則第3条に規定する減額改定対象職員をいう。)であつた者に限る。)前項中「受けいた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第40号。以下この項において「平成28年改正条例」という。)第2条及び第8条の施行の日における平成28年改正条例第2条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成28年改正条例第8条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成26年佐賀県条例第78号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けいた」とする。</p>	
<p>4 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合</p>	

改正前	改正後
<p><u>を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号から第7号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項（前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは「給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計の2分の1に相当する額と」と、前項第4号から第7号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。</u></p>	

改正前	改正後
<p>(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けている給料の月額を同日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けている」と、前項第4号から第7号までの規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。</p> <p>(特地勤務手當に準ずる手當)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手當に準ずる手當の月額は、<u>同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第4項において同じ。）に受けている給料及び扶養手當の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手當の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</u></p>	<p>(特地勤務手當に準ずる手當)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手當に準ずる手當の月額は、給料及び扶養手當の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等であって、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 前項中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。</p> <p>(3) 育児短時間勤務職員等であって、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められ</p>	<p>略</p> <p>3 新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、特地公署又は準特地公署に勤務するため住居を移転したものに支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前2項の規定により支給されることとなる期間及び額とする。</p>

改正前	改正後
<p>たその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に<u>前条（附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び附則第5項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</u></p> <p>3 給与条例第11条の3第2項に規定する給与条例第11条の3第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員で人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用（条例の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなった職員で、当該公署に在勤することに伴って住居を移転したもの</u></p> <p>(2) <u>新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に、佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされ、当該公署に在勤することに伴って住居を移転したもの</u></p> <p>(3) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該採用の日前から引</u></p>	<p><b>第5条 略</b></p> <p>2 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に<u>前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</u></p> <p>3 給与条例第11条の3第2項に規定する給与条例第11条の3第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員で人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で指定日前3年以内に、<u>新たに給料表の適用を受ける職員となって、当該公署に在勤することに伴って住居を移転したもの</u></p> <p>(2) <u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、適用日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合</u></p>

改正前	改正後
<p>き続き勤務していたものとした場合に、給与条例第11条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、<u>当該異動</u>に伴って住居を移転したものとなるもの</p> <p>(4) <u>佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた職員</u>で、<u>当該採用の日の</u>前日に給与条例第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、<u>当該採用の日前</u>から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの</u></p> <p>4 <u>給与条例第11条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる職員 佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項（同条第3項及び附則第4項に規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第4号までにおいて同じ。）の規定により支給されることとなる期間及び額</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 当該職員の指定日在勤する公署が、佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給さ</u></p>	<p>に、給与条例第11条の3第2項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となって当該公署に在勤することに伴って住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) <u>新たに給料表の適用を受ける職員</u>となつた者で、<u>適用日の</u>前に給与条例第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、<u>当該適用日前</u>から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの</u></p> <p>4 <u>前項各号に掲げる職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる職員 当該職員の指定日在勤する公署が適用日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員が当該適用日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</u></p>

改正前	改正後
<p>れることとなる期間及び額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 <u>当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</u></p> <p>(4) 前項第4号に掲げる職員 <u>当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額</u></p> <p>(5) 前項第5号に掲げる職員 略 (端数計算)</p> <p><u>第7条 第3条(附則第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による特地勤務手当の月額又は第4条第2項(附則第4項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの給与の月額とする。</u> (特地公署等の見直し)</p> <p><u>第9条 特地公署及び準特地公署並びに級別区分については、5年ごとに見直すことを例とする。</u> (補則)</p> <p><u>第10条 略</u> 附 則 (給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額) 2 給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、第3</p>	<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額</u></p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 <u>適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該<u>適用日</u>以降支給されることとなる期間及び額</u></p> <p>(4) 前項第4号に掲げる職員 略 (端数計算)</p> <p><u>第7条 第3条第1項の規定による特地勤務手当の月額又は第4条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの給与の月額とする。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第9条 略</u> 附 則</p>

改正前	改正後
<p><u>条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）及び同日に受けた」とする。</u></p> <p><u>3 給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。</u></p> <p><u>（給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）</u></p> <p><u>4 給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であったものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けた給料及び」とあるのは、「受けた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）及び同日に受けた」とする。</u></p> <p><u>5 給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。</u></p>	

(特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条 特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則（令和7年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。**

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則 <u>(改正後の特地勤務手当等支給規則における暫定再任用職員に関する経過措置)</u></p> <p>2 佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第11条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の特地勤務手当等支給規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項から第4項まで並びに第4条第2項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第5条第3項及び第4項の適用については、同条第3項第1号中「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条」とあるのは「佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第4条又は第5条」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第4条又は第5条の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号から第4号まで並びに同条第4項第1号及び第2号中「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と同項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。</p>	附 則

改正前	改正後
(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)	(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)
4 改正後の規則第5条第3項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条又は令和4年改正条例附則第4条若しくは第5条の規定（以下「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。	2 改正後の特地勤務手当等支給規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第3項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年佐賀県条例第3号）第11条又は佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第28号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第4条若しくは第5条の規定（以下「佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員（佐賀県職員の定年等に関する条例第11条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び令和4年改正条例附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）について適用する。
5 改正後の規則第5条第3項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。	3 改正後の規則第5条第3項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日又は当該職員が新たに給料表の適用を受けることとなった日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
6 改正後の規則第5条第3項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。	4 改正後の規則第5条第3項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に佐賀県職員の定年等に関する条例第11条等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第11条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特地勤務手当等支給規則の規定は令和7年4月1日から適用する。